

「外来年間合算」と「高額介護合算療養費」のご案内

給付を受けるには申請が必要です！

高額療養費には、医療機関から提出されるレセプトをもとに自動的に支給する給付と、組合員からの申請により支給する給付があります。

今回は、申請が必要な「外来年間合算」と「高額介護合算療養費」についてご案内します。

制度の詳細および申請書類については、当組合医療健康課または共済事務担当課へお問い合わせください。

「外来年間合算」とは？

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

なお、「外来年間合算」の対象となるのは、**高齢受給者（70歳～74歳の組合員および被扶養者）で医療費の負担割合が2割の方**です。現役並み所得者（組合員が70歳以上で標準報酬月額が28万円以上）に該当し、医療費の負担割合が3割の方は対象となりません。

期間中に、他の医療保険の加入期間がある方は申請が必要です。（当組合のみの場合は自動で給付します。）

「高額介護合算療養費」とは？

世帯内（組合員とその被扶養者）で、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

なお、70歳未満の医療保険の自己負担額は、同一月に同一の医療機関（歯科は別、入院・外来別）に支払った金額が21,000円以上ある場合に合算の対象となります。

医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合、および算定基準額を超えた額が500円以下の場合には支給しません。

給付は医療保険者（共済組合等）と介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じ按分して支給しますので、手続きに時間を要します。

「高額介護合算療養費」の算定基準額の一覧表は、当組合ホームページでご覧いただけます。



お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413

共済貯金払戻等のご案内

月	払戻締切日	送金日
7月	4日	12日
	20日	28日
8月	3日	14日
	18日	28日
9月	4日	12日
	20日	28日
10月	3日	12日
	20日	30日

■年間スケジュール

3月・9月	積立額変更・復活
7月・12月	臨時積立

●注意

払戻をする場合

「貯金払戻請求書」は共済事務担当課をとおして提出してください。当月分の積立金は、翌月以降にならないと払戻はできませんのでご注意ください。

任意継続組合員の方へ

払戻をする場合、「貯金払戻請求書」を当組合福利厚生課へ直接提出してください。臨時積立を希望する場合は退職された所属所の共済事務担当課まで早めに申し出てください。お振込みは所属所から一括となります。

振込先口座を変更する場合

払戻締切日の7日前（休日、祝日を除く）までに「共済組合員申告書」により手続きしてください。

払戻締切日について

左表の払戻締切日は、貯金払戻請求書の当組合への必着日です。詳しくは、共済事務担当課にお問い合わせください。

利率について

年利1.44%（月利0.12%）となります。（令和5年5月現在）

組合の現況（令和5年5月末現在）

組合員数	男	19,521人
	女	16,300人
	計	35,821人

任意継続組合員数 501人

被扶養者数 23,186人

共済組合ホームページ

<https://www.iba-kyo.com/>

■コンテンツを見るためのパスワード

ユーザー名 パスワード

■ライフプランステーション

ログインID パスワード